

[事案 2020-372] 契約解除取消請求

・令和3年7月30日 裁定終了

<事案の概要>

告知義務違反により契約が解除されたことを不服として、契約解除の取消しを求めて申立てのあったもの。

<申立人の主張>

令和2年3月から6月にかけて、総胆管結石性胆管炎、胆石性胆のう炎、右下葉肺がんにて、それぞれ入院し手術を受けたため、平成30年8月に契約した無解約払戻金型医療保険にもとづき給付金を請求したところ、告知義務違反で契約解除となった。しかし、以下の理由により、契約解除を取り消してほしい。

- (1)初回面談時に、募集人に対して、平成29年11月にメニエール病で短期入院した際、当時加入していた保険では給付金が支払われなかったため保険の見直しを考えていると相談した。
- (2)告知時に、募集人に対して、メニエール病で入通院していると話したが、募集人から書かなくても大丈夫と言われたため告知しなかった。

<保険会社の主張>

募集人が申立人からメニエール病で入院したことを聞いた事実はなく、メニエール病は書かなくても大丈夫だと伝えた事実もないため、申立人の請求に応じることはできない。

<裁定の概要>

1. 裁定手続

裁定審査会は、当事者から提出された書面にもとづく審理の他、告知時・契約時の経緯等を把握するため、申立人および募集人に対して事情聴取を行った。

2. 裁定結果

上記手続の結果、募集人による不告知教唆または告知妨害は認められず、その他保険会社に指摘すべき特段の個別事情も見出せないことから、和解による解決の見込みがないと判断して、手続を終了した。